

議第二百二十六号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表五十八の項中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同表五十九の項中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

